

令和 3 年度 南国市国民健康保険運営協議会 議事録

日時：令和 3 年 10 月 14 日（木） 午後 7 時～午後 8 時

場所：南国市役所 4 階大会議室

出席委員 高橋委員、島内委員、植野委員、井坂委員、西田委員
岡委員、竹村委員、西山委員、神崎委員

○議事録署名人の指名

南国市国民健康保険規則第 9 条に基づき、島内委員と西山委員を会議録の署名人として指名

【議題の経過及び結果】

議案第 1 号 出産育児一時金の改定について

報告第 1 号 令和 2 年度南国市国民健康保険特別会計決算報告について

議案第 2 号 南国市国保の現状と課題について

この議事の経過を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び議事録署名人が署名する。

令和 3 年 12 月 10 日

会 長

神崎 隆代

議事録署名人

島内 幹夫

西山 明彦

1 日 時 令和 3 年 10 月 14 日 (木) 午後 7 時～

2 場 所 南国市役所 4 階大会議室

3 出席者 委員 (12 人中 9 人出席)

高橋 幸子 委員
島内 幹夫 〃
植野 永子 〃
井坂 公 〃
岡 瑛世 〃
西田 光宏 〃
竹村 明 〃
西山 明彦 〃
神崎 隆代 〃

南国市市長	平山 耕三
南国市副市長	村田 功
税務課長	高野 正和
保健福祉センター所長	藤宗 歩

【事務局】

市民課長	崎山 雅子
市民課国保係長	岡崎 七重
市民課国保係主査	大谷 千空
市民課国保係主事	小松 実夢

4 議 題

議案第 1 号 出産育児一時金の改定について

報告第 1 号 令和 2 年度 南国市国民健康保険特別会計決算報告について

議案第 2 号 南国市国保の現状と課題について

その他

南国市国民健康保険運営協議会 委員名簿

	氏 名	所 属
被保険者を代表する委員	高橋 幸子	
	島内 幹夫	
	野村 雅子	
	植野 永子	
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	井坂 公	土佐長岡郡医師会
	岡 瑛世	土佐長岡郡医師会
	米田 和典	土長南国歯科医師会
	西田 光宏	高知県薬剤師会香長土支部
公益を代表する委員	竹村 明	南国市社会福祉協議会 会長
	土居 恒夫	南国市議会議長
	西山 明彦	南国市議会総務常任委員長
	神崎 隆代	南国市議会教育民生常任委員長

岡崎国保係長

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。ただ今より令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、平山市長から挨拶がございます。

平山市長

皆様改めましてこんばんは。南国市長の平山でございます。開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本日は皆様におかれまして、夜分大変お疲れのところ、南国市国保運営協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、国保運営につきまして、皆様方には何かとご理解、ご支援を賜っておりますこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大につきまして、第5波という状況にありましたが、幸いにして、少し収束に向かっているものと思います。4月からワクチン接種が始まっており、その効果が少し出てきているように思います。このワクチン接種につきまして、医師会の皆様には本当に多大なるご尽力をいただいております、改めて感謝を申し上げる次第でございます。今後は第6波に繋がらないように、引き続き、感染予防の対策をし、正しい生活習慣等を続けていきまして、生活に大きな影響が出ないようにしていきたいと思っております。国の方では3回目の接種が囁かれているところでございますが、南国市におきましても、着実にその準備を進めていきたいと思っております。引き続き皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の国保運営協議会でございますが、議題としましては、出産育児一時金に係る国民健康保険条例の改正について、諮問をさせていただきたいと思っております。またその後、報告事項としまして、昨年度の国民健康保険特別会計の決算の状況、また、今後の国民健康保険の運営の見通しにつきまして、ご説明をさせていただき、皆様方のご意見をいただきたく思っております。この少子高齢化と言われる状況にありまして、人口も徐々に減少をしていく状況にあります。そのような中で、国保運営が今後大変厳しい状況となることを見込んで、平成30年度より、県単位化となりました。この県単位化の中でも、まだまだ検討課題がたくさんあり、状況に応じて、その対策を考えていかなければならない状態でございます。昨年度からはコロナの影響も出てきており、今後も国保財政を安定的に運営していくために、引き続き皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、参考にさせていただきたいと思っております。今後も市民の皆様が安心、安全に暮らしていくためにも、国保運営を継続的に、安定的にしていかなければならないと思っています。引き続き皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

岡崎国保係長

ありがとうございました。それでは市長は諮問をお願いします。

平山市長

それでは諮問をさせていただきます。南国市国民健康保険運営協議会会長様、

令和3年10月14日、南国市長平山耕三。出産育児一時金の改定について（諮問）。
出産育児一時金の支給について、下記のとおり、南国市国民健康保険条例を一部改正し、支給額の改定を行いたいの、南国市健康保険規則第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

1. 改正の趣旨 出産育児一時金については、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合、その掛金を上乗せして支給している。令和4年1月1日から同制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなったため、少子化対策の観点から、支給額に影響が出ないよう健康保険法施行令が改正された。これを受け、本市においても、出産育児一時金の額を改めるもの。

2. 条例改正の主な内容 南国市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金の支給について、支給額を現行の40万4千円から40万8千円に変更する。

3. 施行日 令和4年1月1日

以上です。よろしくお願いいたします。

岡崎国保係長

ありがとうございました。それでは諮問につきまして議案第1号で皆様にお示ししたいと思います。それでは、市長は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

～市長退席～

岡崎国保係長

ではまず本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前にお配りした、第1回南国市国民健康保険運営協議会資料と本日お配りしている次第と差し替え分になります。皆様のお手元にございますでしょうか？

本日の出席委員は12名中9名により、委員定員数の半数以上の出席がありますので、南国市国民健康保険規則第7条の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。また、今回初めて委員となられた方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いします。

～自己紹介～

岡崎国保係長

ありがとうございました。それではここからは司会を神崎会長にお願いしたいと思います。

神崎会長

委員の皆様本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいま、平山市長から諮問がございましたが、議事に入る前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。島内委員、西山委員にお願いをしたいと思いますが、異議はありませんか？

～全員異議なし～

それではお二方よろしくお願いいたします。また本日の書記につきましては、市民課国保係の大谷さんをお願いいたします。

それでは順次進めて参ります。本日の議題は議案が2件と報告が1件、その他となっております。事務局から説明をお願いいたします。

崎山市民課長

第1号議案についての説明をさせていただきます。この第1号議案が先ほど市長から諮問をさせていただきました議案になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第1号議案は出産育児一時金の改定についてになります。先ほどの諮問書のとおりになりますが、出産育児一時金の支給額を40万4千円から40万8千円に改めます。改める理由としましては、被保険者が出産をしたときは総額で42万円を支給しています。その42万円の内訳には産科医療補償制度の掛金が含まれており、産科医療補償制度の掛金は、これまで1万6千円だったものが、1万2千円に引き下げをされることとなっております。施行日は令和4年1月1日となります。この引き下げによって、支給総額42万円を下げることをないようにするため、出産育児一時金の支給額を40万4千円から40万8千円とするものです。3ページに産科医療補償制度の仕組みを載せておりますので参考にご覧ください。1号議案の説明については以上になります。

神崎会長

事務局から説明がありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。それでは、議案第1号につきまして、採決を取らせていただきます。議案第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、議案第1号につきましては承認といたします。それでは次の議題、報告第1号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

崎山市民課長

報告第1号についてご説明をいたします。報告第1号につきましては、南国市国民健康保険特別会計令和2年度決算報告になります。令和2年度決算報告につきましては、昨年度最後の運営協議委員会において見込みの数値で説明をさせていただきましたが、決算数値が出ましたのでご説明をさせていただきます。また、資料4ページの内容は国保税に誤りがありますので、すみませんが差し替えの用紙で説明をしますのでご覧ください。

こちらですが、昨年の見込みとして説明をさせていただいた時より、国保税の収納が少し多くなっておりまして、現年度分が935,489,000円、滞納分が57,199,000円になります。また収納率は現年度分が95.1%、過年度滞納分が39.4%となっております。コロナ禍ではありましたが、収納率は元年度よりも上がっています。次に使用料及び手数料ですが、こちらの方が総務手数料と督促手数料合わせまして、644,000円になっています。国庫支出金につきましては、10,781,000円ということで、令和元年の決算と比べて少し多くなっているところが見ただけだと思いますけれども、これはコロナの関係で支出がありましたので、その分補填として貰っているということが影響しています。次に県支出金についてですが、普通交付金が4,100,054,000円となっており、これは医療費に係る分について県から交付されているものになります。また、特別交付金として、107,193,000円の交付があり、合計4,207,247,000円となっております。繰入金についてですが、これは一般会計からの繰入金で、繰入して

も良いと定められた分になりますけれども、これが512,253,000円になり、基金からの繰入金については14,156,000円となっています。基金繰入金については当初の見込みより国保税が増収になったこともあり、予定していた繰入額より少なく済んでいます。あと、その他収入もありまして、歳入合計が5,763,680,000円となっています。

次に歳出について説明をします。令和2年度決算額をご覧ください。歳出の方は例年とほぼ変わらないような形で推移しております。保険給付費についてですが、これも総額はほとんど変わっておらず、4,125,787,000円となっております。次に国保事業費納付金についてですが、これは医療費を県から交付してもらうために市町村が県に納付をする金額になっておりまして、年度当初に県から金額が示されるため、その頃にはすでにこちらで把握できている額になっています。この納付金が総額で1,519,298,000円になっていまして、こちらの金額を県に納付し、必要な医療費を県から交付を受けるという形になっています。次に保険事業費ですが、こちらも令和元年とほぼ変わらず、37,711,000円となっています。よって令和2年度歳出の合計は5,763,680,000円となり、基金からの繰入が1400万円あまりありますので実質は赤字ということになります。5ページに令和2年度の決算を円グラフにしています。先ほど申し上げましたように、県の方に国保事業費納付金を支払っており、その財源は被保険者からいただく国保税と県から入ってくる繰入金ということになっています。歳出の全体の4分の1程度を納付金という形で県に納めているということになっています。報告第1号については以上になります。

神崎会長 事務局から説明がありました報告第1号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

竹村委員 歳入のところですが、滞納分が2,739,000円となっていますが、主な要因は为什么呢うか？

高野税務課長 現年分の収納率は良かったです。しかし過年度分、こちらにつきましても徴収はしているところですが、現年から次年度へ繰越す金額が大きかったのではないかと考えられます。徴収については努力をしているところでして、収納率としては上がっているところでございます。

竹村委員 わかりました。

神崎会長 その他にありませんか？

村田副市長 事務局から報告をさせていただきます。4ページ、報告第1号の歳入の基金繰入金金、当初予算では6,100万円あまりであったものが、決算額では1,400万円ほどで済んでいます。つまりそれだけ基金から繰入れる金額が減ったということです。また歳出の方では基金積立金が11,000円となっており、僅かですが積立てることもできております。当初の予想より基金が残ったということになりますが、将来の国保の安定化を考えると、まだ基金が十分ではなく、危ない状況であるということをお心にとめていただければと思います。

高野税務課長 すみません、先ほどの竹村委員からの質問は、滞納分が2,739,000円増加したのはなぜか？という意味合いの質問でよろしかったでしょうか？

竹村委員 そうです。

高野税務課長 それでは、滞納分の徴収済額が2,739,000円増えているということなので、納めていただいた金額が増えていることになり、滞納は減っております。申し訳ないです。失礼しました。

神崎会長 質問は他にありませんか？ご質問等ないようですので、次の議題に移ります。事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

崎山市民課長 それでは第2号議案についてご説明させていただきます。6ページをご覧ください。こちらは先ほど副市長から説明いたしました通り、今後の国保運営に関わってるところでございます。南国市国保の現状と課題についてになりますが、国保の状況はこれまでとあまり変わっていません。国保制度には構造的な課題があります。被保険者は高齢者が多く、また被保険者数は段々と減少しているが、医療費はさほど変わっていないため、これまでよりも少ない人数で医療費を支えなくてはいけないという問題があります。資料6ページの一番上の表が被保険者数の推移、その次が基金の状況、一番下が医療費の推移となっています。7ページにこれらの推移をグラフ化しておりますのでご覧ください。上の左のグラフですが、青い線が被保険者の総数になっており、ご覧のとおり右肩下がりで年々減少しているという状況です。また、右のグラフは医療費の推移になっており、一人当たりの医療費を表しています。赤い線が県平均になっていて、全国平均は緑、南国市が青となっています。見ていただいたとおりですが、南国市の一人当たりの医療費は高めで推移していることがわかります。一人当たりの医療費が上昇傾向にあるのは全国的な現象ですが、全国平均、県平均と比較しても南国市は高めで推移しているということになります。ということで、先ほど申し上げましたとおり、少ない人数で、上昇傾向にある医療費を支えなければいけないという構図になっています。

次に7ページの下グラフをご覧ください。財政調整基金の残高の状況を折れ線グラフで表しています。財政調整基金につきましては、平成28年度に基金がかなり減少しましたので、皆様方にご審議をいただきまして、29年度に国保税率を改定したことで、若干持ち直しております。平成30年度につきましては県単化の初年度ということで、この時にかなり国の補填を受けたため、その分、少しですが基金に積み立てることができました。この段階で少し改善しておりますが、令和元年と2年度には繰入が発生している、つまり、国保財政が赤字であったということになり、また少し基金が減少しました。令和2年度の財政調整基金残高は234,957,000円となっており、これ以上下がってしまうと国保の安定的な運営に支障が出てくるといった状況です。

8ページをご覧ください。5年間の決算状況を載せております。歳入で足りなかった分を財政調整基金で調整しているというところですが、先ほどご説明いたしましたとおり、28年度に大きく基金を減らしてしまったので、29、30年度と、

状況改善のために国保税を改定しております。説明がぬかりましたが、30年度は県単化に合わせて資産割をなくしており、4方式から3方式に変更しております。また令和元年度についてはかなり基金の取り崩しが発生しており、令和2年度についても元年度よりは少ないものの、取り崩しましたので、少し基金が減少傾向にあります。

なお、今後の見通しでございますが、今年度は税収がかなり下がる見込みとなっております。といいますのも、コロナの影響で被保険者の収入が下がったこと等、その他諸々の影響を受け、令和3年度は国保税の収入が下がる予定となっております。それを9ページの方で示しております。予算ベースでいくと1億円程度の国保税減収を見込んでおり、その分を基金繰入金から補填するということになっています。一方、歳出についてはほとんど変わりありませんので、このままだとまた基金からの繰入が発生するということになります。9ページの左下に国保税収納見込み額を載せていますので参考にご覧ください。

このような状況下、南国市は県内でいえば規模がそこそこ大きな自治体ですので、この程度で推移をしておりますが、県内には非常に規模の小さい自治体もありますし、今後南国市でも被保険者が減少していく流れでありますので、非常に厳しい状況ではないかと思われます。先ほど申し上げました通り、被保険者の数が減りますと、少ない人数で医療費を支えて行かなければならなくなりますので、なかなか1つの自治体だけでは国保の運営は難しくなってきます。そういったこともあり、平成30年度に県単化をしたところでありますが、県の今後の国保運営方針を10ページに載せておりますのでご覧ください。

今後の運営方針としましては、県が国保保険者として支えていくというところは変わりませんが、この運営方針で大きく新たに付け加えられたといいますか、はっきりと明記をされた部分があります。それが赤いカッコで「新」と書かれてある部分でございますけれども、県における国民健康保険の運営に関する基本的な考え方ということで、運営方針に新たに盛り込む内容となります。これは高知県に住んでいる方であれば、どなたも等しい負担で、同じような医療が受けられるというものになっています。被保険者間の公平性を確保するというところでございます。今は各市町村で国保料、国保税の率が定められておりまして、少ない市町村は南国市よりも少ない国保税で運営しておりますが、いつまでもそれが続くわけではないということは、市町村につきましても認識をしているところでして、高知県全体で国保運営を考えねばならないということになります。それが新たに盛り込まれた内容となっています。同じ世帯構成であれば県内のどこに住もうと、同じ負担で医療が受けられるようにするということが、今回、変わったと言うよりは、明記をされたというところでございます。これは直ちにということではなく、今後3年かけて計画を考えて、何年で統一をするかということをこの3年間で決めていくというところでございます。この辺りを詳しく記述をしたのが11ページ以降になります。

これまでの経過につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、公平性が担保されていない現状があるということを保険の方では認識しておりまして、運営方針の取り組みの方向性として11ページの一番下に挙げておりますけれども、今後、県内のどこに住んでいても、「同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」ということが記されています。

12ページをご覧ください。そこに各市町村における保険料水準の格差について

載せております。現在の格差と、このままの状態では保険者ごとに運営をしている場合、2040年には一番高い所と一番低い所で、16.1万円もの格差になります。これを少しでも平準化していこうという取り組みであります。

保険料水準の統一の理由、意義につきまして、13ページに記載してあります。その中の4番についてですが、高知県内には特に小規模の保険者が多いという実態から、国保運営がかなり不安定になっております。一人高額な医療費の患者が出ると、小さい自治体では必要な医療費を賄うことができなくなります。このような危険性もありますので、そういったところも解消していきたいという考えがあります。

14ページをご覧ください。何度も出てくるところになりますが、「同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」これが目指すところであるということでも何度も登場しますが、15ページにその計画のスケジュールを載せています。令和3年から令和5年の間に統一に向けた検討を終わらせ、計画策定を行うようになっています。ここで統一の構想が出ましたが、この統一の方針にしたがって、令和6年度以降は計画で決めた年度までに保険料(税)を統一していくよう各自治体が努力をするということになります。このことは県単位化の頃より、運営協議会におきまして、委員の皆様には保険料(税)も統一していく流れであるということをご理解いただき、審議をいただいていたところでもあります。大変ありがたいと思っております。16ページが将来の保険料水準の統一に向けた今後の進め方について、県としての案となっています。これは先ほど説明させていただいたとおりの内容です。

17ページは今後どうしていくかといったことを載せております。令和元年度、2年度と2年連続で県内のほとんどの自治体が赤字決算となっており、先ほど説明をしましたが、南国市も同じ状態であり、このまま赤字決算が続くと基金が底をつくということになります。基金が底をついた状態で今後国保財政運営を続けていくとすると、毎年県に納付する納付金の金額によって、被保険者の皆様の負担がかなり上がる年が出てくるということになりますし、もしそれを平準化するということになると、それこそ赤字決算の借入をしなければならないということになります。借入をすると、3年間利子がつくので、またその分上乗せをして支払っていかなければいけないということになりますので、被保険者の皆様にかかりの影響がでます。18ページには今後の市の対応と課題について記載しております。現在の国保税率が上の表で、県から示されている国保税率が下の表です。見ていただいたとおり、均等割という被保険者一人当たりにつきかかる金額について、県の方がかなり高い金額になっています。その分、世帯につきかかる平等割は低くなっています。県に合わせて均等割を上げると、被保険者数が多い世帯にかなり影響が出るため、南国市としては均等割を低めに設定しているところです。ただ、高知県で保険料を統一することになると、県の税率に合わせていかなければならないということになります。今すぐにそれをやってしまうと、かなり影響が出る世帯がありますので、ここについては徐々に県に合わせていくという流れになろうかと思います。

次に、19ページ、令和4年度の国保制度の改正について説明をさせていただきます。これについても国保税の収納に大きく関わってくることになります。国保制度が改正をされ、令和4年度より未就学児について均等割を5割軽減するということが決まっています。当然このことは国保税の調定額に大きく影響してき

ます。なお、軽減した分は国と県からの補填はありますが、南国市としても4分の1の負担が必要となりますので、この改正が国保税の収納に影響をしてくるものと思われます。あと、軽減判定所得と課税限度額の見直しが予定されております。次に20ページをご覧ください。健康保険法等の一部改正の概要について書かれてありますが、子ども・子育て支援の拡充のところで赤で囲んであるのが先ほどの、子どもに係る国民健康保険料の均等割の減額措置の導入になります。

次に21ページをご覧ください。子どもに係る均等割の軽減についての説明になっています。すでに軽減がかかっている世帯では、このような軽減の計算になりますよということを載せております。

次に22ページをご覧ください。来年度の国保税の検討を今後していかなければならないということになりますが、それが一体どういうタイミングでやるのかということを示しております。まず県の納付金額がわからないと、南国市がいくら負担したらよいかわからないので、県の納付金が決まらないことには動くことができません。それがいつになるかは、仮ではありますが、決まるのが11月ということになり、そこから計算をしまして、来年度被保険者からいくらか負担をいただければ国保運営が成り立つかということを計算したいと思えます。そしてここで国保税率を少し変更させていただき、その試算が出ましたら、また運営協議会の方で諮問をさせていただくという流れになるかと思えますのでご留意いただければと思います。そのスケジュールを22ページの下に書いております。11月下旬に納付金仮算定の提示があり、来年度の国保税の試算をします。試算が終わりましたら、12月中旬以降に運営協議会の方で税率改定について諮問をさせていただきます。そして12月下旬に来年度の納付金と標準保険料率が確定をするので、それを受けた上で1月中旬に運営協議会において答申をしていただき、その上で3月議会にかけさせていただくというスケジュールでやらせていただきたいと思います。

23ページにはこれまでの国保税、保険給付費、基金の推移を載せております。24ページは被保険者数等の推移、25ページは医療費についての推移、26ページから27ページは一人当たりの療養諸費額の推移になっています。そして最後の28ページについては国保税率と収納率の推移を参考までに載せております。説明は以上になります。

神崎会長 事務局から説明がありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？

竹村委員 18ページの最高限度額が載っていますが、南国市で最高限度額までいっている人はいますか？

崎山市民課長 限度額までいっている方はいらっしゃいます。

竹村委員 すごいですね。

西山委員 何点かありますが、まず質問ですけれども、7ページのところで、一人当たりの医療費がずっと高い位置で推移していると思いますが、これはなぜなのか。医

療費の適正化ができていないのでしょうか。

崎山市民課長

医療費については高齢化が進んでいることと、医療が高度化をしており、これまでだと助からなかった命が助かるようになった、このことは大変良いことではありますが、これまで一定額で済んでいたものが、当然のことながら高度医療ということになりますので、それ以上に1件当たりの医療費がかかっているということがあります。

また、医療費の適正化が進んでいないというところでございますが、高知県におきましては毎年全国に比べて医療費が高いということで色々と言われております。高齢化の進展であるとか、そういったことも言われておりますが、原因については県の方でも分析をしており、現在重点的に取り組みを進めておりますのが、糖尿病の重症化予防です。というのも、糖尿病が重症化し、慢性腎不全となることによって透析をされる方がいらっしゃいます。透析をすることになると医療費がかなり増加をしますので、ここを重点的に医療費適正化のため取り組んでいます。それと血管の疾患が高知県は多いので、これにつきましても県の方が分析をし、県下全体で対策に取り組んでいるところです。このように県の方でも医療費適正化には力を入れているところですが、なかなか全国平均と県平均の差が縮まらない現状にあります。

西山委員

要するに生活習慣病を抑制すると言いますか、ここをどうするかというようなことだと思います。それと高度医療を受ける機会が近くにある、例えば高知大学医学部附属病院であるとか、その影響もあるのかなと思っています。

もう1つ質問です。12ページで保険料の県内の格差の比較があり、一番高い市町村、一番低い市町村となっていますが、この最低と最高の間で南国市は一体どの位置にいますのでしょうか？

崎山市民課長

現在、南国市の国保税額は高知市ともにだいたい平均レベルにあります。しかしこの格差の中のどこに位置するかということは、資料として持っていないため、申し訳ございませんが分かりません。おそらく中間に位置するのではないかと思います。

西山委員

平均レベルであるということは、今後国保税を統一するに当たって、それほど南国市には影響がないという理解でよろしいのでしょうか？

崎山市民課長

南国市全体につきましてはそれほど影響ないものと思いますが、税率を変えることによって影響が出る世帯、国保税額が上がったり、下がったりする世帯がございますので、その辺の調整が必要になると思います。

西田委員

医療費についてですが、圧迫している原因としては、先ほども話があったように、糖尿病からくる透析と抗がん剤治療が高額医療となります。南国市で言えば、高知医大が抗がん剤治療の最先端です。透析では南国市で言うと北村病院になるかと思います。この2点が全国的に見ても、南国市でもそうですが、高額の医療費となっていることと思います。

島内委員	崎山課長の説明の中で、令和3年度の予算額について、これは前回の協議会で提示していただいていたものでしょうか？9ページの令和3年度当初予算額のところになります。
崎山市民課長	はい、前回の3月の協議会で示させていただきました。
島内委員	ではその時に気づかなかったかもしれませんが、令和2年度と3年度を比較すると国保税が1億円下がっており、令和元年度と令和2年度でも下がっている。崎山市民課長は説明でコロナの影響でこうなると言われましたが、コロナの影響としては令和2年度も3年度もそんなに変わらないのでしょうか？
高野税務課長	令和2年度は決算が載っているわけですが、決算数値が確定されるまではコロナの影響で収納率が下がるという想定をしていたところですが、しかし逆に現年だけで1.2%収納率が上がるという結果になっておりまして、この原因につきまして税の機関誌によるとコロナ減免の影響があるのではないかとというようなことも書かれていたところですが、実際コロナによる税の減免額は900万円ほどにすぎないので、はっきりとした分析がなく、全国的に収納率が上がっているという結果になっています。このことについて香美市と香南市の税務課長と話をしたところ、丁度、国保税の当初納税通知をした時期が、定額給付金と重なりますので、もしかすると定額給付金で納めていただいた方が多数いるのではないかと、確実には言えませんが、そのように分析をしているところです。令和3年度につきましては定額給付金がないので、やはり下がるのではないかとという予測で予算を組んでいる状態でございます。
島内委員	それほど差がでるのですか？
高野税務課長	現年の収納率が1.2%上がるということは本来想定できないような異常な上がり方でして、現年収納率で言うと、平成30年度は93.75%、平成31年度は93.94%となっており、少し良かった平成29年度でも収納率は94.60%になっています。これが95.1%になるということは通常であれば考えられないことで、例えば今まで差し押さえ等やっていなくて、急に滞納処分を始めた市町村であればあり得るかもしれませんが、令和2年度だけが、特別な収納率ということでございます。
島内委員	すみません、もう一点お願いします。市民課長の方から説明がありましたが、県の方で統一に向けてやって行くということで、今後3年の間に検討をし、計画をするということでした。その中で、最終的に保険料を県で統一するには、県下全市町村が同意をした上で統一ということになろうかと思いますが、それは逆に一つでも二つでも市町村が反対をしたら進めることができないということになりますか？
崎山市民課長	今後の話し合い次第ということにはなりますけれども、将来的な保険料の統一については、今のところ全自治体が賛成となっています。ただ今後の議論の流

	れによって、全体的には賛成であるが、こういったことをされると困るよ、といった議論が出てくるかと思いますが、その調整に3年間必要と県の方が見込んでいるところでございます。
島内委員	ということは、総論は賛成だが各論は反対といった市町村が出てくるということですか。
崎山市民課長	その可能性はございますが、いずれにしても統一をしていかないといけないというところは合意をしていますので、一定の落とし所で落ち着くものと思います。
神崎会長	その他ご質問はございませんか？質問がないようですので、議案第2号につきまして採決を取らせていただきます。議案第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	～全員挙手～
神崎会長	ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、議案第2号につきましては承認といたします。それでは、次の議題である、その他につきまして事務局から説明をお願いいたします。
岡崎国保係長	県が毎年主催しております、国保運営協議会委員研修会の案内を郵送でお送りしております。今日審議しました保険料統一について、県から詳しい説明等も聞けますので、もしお構いない方は参加をしていただけたらと思います。
島内委員	少し構いませんか？以前にテレビの報道番組でやっていたことですが、これからは医師の処方箋なしで薬局へ行っても、薬剤師の説明を受けると薬がもらえるというような報道がありました。そうすると医療費も随分と削減され、患者さんの待ち時間も改善されると、そういった報道がされておりますけれども、それは本当でしょうか？
西田委員	処方箋の電子化というのはなかなか進まないのではないかと思います。このような話は前からありますが、原則、処方箋は紙ベースになっていると思います。
島内委員	報道ではそういった動きがあると言うよりは、そういう方向に向かって行くという捉え方を私はしましたが。
西田委員	医療機関と薬局の環境が整っていなければできないことなので、まだそういった段階ではないのではないかと思います。
村田副市長	島内委員が聞かれているのは、医療機関で診察をしなくても薬局で薬を処方してもらえるとということでしょうか？
島内委員	そうです。

西田委員	病院の診察が必要なので、診察の後、病院から薬局へデータを飛ばしておるところでして、医療費削減という形にはならないと思います。
島内委員	病院にかからなければその分医療費が減るので、そういうふうに捉えていました。
西田委員	病院にかからなくても良いということはないと思います。薬だけを貰うということではできません。アメリカ等でやっているリフィル処方箋というのがありますが、1回処方箋をもらうと、症状が安定してれば一定期間受診することなく薬がもらえるというもので、そういうことが日本でもできないか、というのは国の議論で上がったりはしています。
島内委員	それが導入されると医療費は削減されますよね？
西田委員	はい、削減されます。それは間違いないです。
島内委員	わかりました。
神崎会長	他に委員の方から質問等ございませんでしょうか？ それでは、本日の国保運営協議会をこれで終了いたします。皆様のご協力により滞りなく会を運営することができました。ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和3年10月14日

南国市国民健康保険運営協議会会長 様

南国市長 平山 耕三



出産育児一時金の改定について（諮問）

出産育児一時金の支給について、下記のとおり南国市国民健康保険条例（昭和36年条例第6号）を一部改正し、支給額の改定を行いたいので、南国市国民健康保険規則第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 改正の趣旨

出産育児一時金については、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合、その掛金を上乗せして支給している。令和4年1月1日から同制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなったため、少子化対策の観点から支給額に影響が出ないよう健康保険法施行令が改正された。これを受け、本市においても出産育児一時金の額を改めるもの。

2. 条例改正の主な内容

南国市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金の支給について、支給額を現行の40万4千円から40万8千円に変更する。

3. 施行日

令和4年1月1日

令和3年10月14日

南国市長 平山 耕三 様

南国市国民健康保険運営協議会
会 長 神崎 隆代



出産育児一時金の改定の実施について（答申）

本協議会は、令和3年10月14日付け「出産育児一時金の改定について（諮問）」の諮問に応じ、慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申する。

記

1. 南国市国民健康保険条例5条について、下記のとおり改正し、出産育児一時金の支給額を40万8千円に変更を行うこととする。

「被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万8千円を支給する。（以下省略）」

2. 施行日は令和4年1月1日とする。